

「新聞等で報道された山形大学工学部におけるセクシュアル・ハラスメントについて」

新聞等で報道された山形大学工学部（以下工学部）におけるセクシュアル・ハラスメントについて意見をマスコミ等から求められた際、工学部からこれらの件に関係する詳細な報告書を提出してもらい、それをよく検討してから学長としての見解を公表するとしておりましたが、今回報告書の検討を終了しましたので、これらの問題に関する学長としての考え方を明らかにしたいと思います。

1) 工学部からの報告書（以下報告書）を検討した結果、平成15年7月に相談のあった件及び平成16年4月に相談のあった件いずれにおいてもセクシュアル・ハラスメントがあったと認めざるを得ません。

2) すでにセクシュアル・ハラスメントの加害者である二人の元教員に対する措置については、両者が退職しているので、現時点で処分はできません。しかし、報告書によれば両者とも「修学環境を著しく悪化させたセクシュアル・ハラスメント」を行ったことが明らかであり、示談成立などの状況を勘案したとしても、両者とも重い懲戒処分相当と考えられます。

3) 二件のセクシュアル・ハラスメントに対する工学部のとった措置について考えてみますと、学生の勉学環境確保を第一に考えて対応した点は理解いたしますが、適正な時期における学長への報告がされなかったなど、不適切な対応があったと言わざるを得ません。その結果、加害者である2人の教員に対する大学の適正な処分を行い得ませんでした。また、工学部におけるたび重なるセクシュアル・ハラスメントの発生を防止し得なかったことは誠に遺憾であります。以上の状況を勘案し、前工学部長 遠藤剛理事、現工学部長 小山清人教授をそれぞれ訓告処分といたしました。

4) 山形大学において、短期間に三件のセクシュアル・ハラスメントの報告があったことを皆様にお知らせしなければならないことは、誠に遺憾なことであり、率先して社会における倫理的な規範を示さなければならない大学においてかかる不祥事を起こしたことに関する大学の責任者としての学長の責任は重いものであると受けとめております。私自身給与1/10 3ヶ月返納の措置をとらせていただきます。

5) セクシュアル・ハラスメントの再発防止に向けて学長が先頭に立って、セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動や体制の整備などに万全を尽くすことをここにお約束申し上げます。

平成16年9月17日

山形大学長

仙 道 富 士 郎